

見積書提出依頼

件名	平成30年度北部ダム統合管理事務所天井クレーン補修等工事
数量等	別冊「仕様書」のとおり
履行期限	契約締結の翌日から平成31年1月31日まで
見積書の提出場所	北部ダム統合管理事務所 総務課
見積書提出期限	平成30年11月27日 13時30分
担当	北部ダム統合管理事務所 総務課 経理係長 TEL : 0980-53-2442 FAX : 0980-53-2443
留意事項	<p>1 発注依頼は、原則として見積書提出期限の翌日までに電話連絡いたします。 (発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますので、ご了承下さい。)</p> <p>1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。</p> <p>2 仕様書等に関する質問等については、上記担当者へ書面(様式自由)により提出お願いいたします。(※FAXによる質問も可。)</p> <p style="padding-left: 40px;">質問受付期間 : 平成30年 11月22日(木)まで 質問への回答 : 平成30年 11月26日(月)まで</p> <p>3 見積書は任意様式でご提出願います。</p> <p>4 見積書に記載する宛名は、「分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 北部ダム統合管理事務所長 新垣 哲」として下さい。</p> <p>5 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。</p> <p>6 契約にあたっては、請書の提出が必要となります。</p> <p>7 完了払いとします。</p> <p>8 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。</p> <p>9 見積書には代表者の正式役職名及び氏名を記入し、代表者印の押印をお願いします。</p>

【参考】オープンカウンター方式の対象案件

- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の購入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

平成30年度北部ダム統合管理事務所天井クレーン補修等工事

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所において発注する『平成30年度北部ダム統合管理事務所天井クレーン補修等工事』（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 本工事の履行にあたっては、特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる法令規則等に準拠するものとし、本特記仕様書に明示されていない事項又は、疑義及び一部改訂等が生じたときは、発注者と受注者が協議の上決定するものとし、受注者の一方的な解釈によってはならない。なお、法令規則等は契約時における最新版を適用する。
 - (1) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
 - (2) 機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
 - (3) クレーン等安全規則（厚生労働省）
 - (4) その他関連法規等

第2条 履行期間

本工事の履行期間は、契約締結日の翌日から平成31年1月31日までとする。なお、履行期間には雨天日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び全土曜日を含んでいる。

第3条 規格値

品質及び出来形の規格値は、原則として当該設備の完成図書に示す規格値によるものとし、完成図書に記載のない事項については、「機械工事施工管理基準（案）」を準用するものとする。

第4条 設計変更

設計変更については、共通仕様書1-1-21によるものとするが、受注者からの発議に基づく設計変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と担当職員が判断し、承諾した仕様又は履行方法については、請負代金額の変更は行わないものとする。この場合、監督職員は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料を求め、技術打合せを行うものとする。

第5条 業務管理責任者

本工事を履行するために業務管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。また、変更したときも同様とする。

第6条 提出図書

提出図書の提出部数及び提出時期は次のとおりとする。

1. 工事計画書 2部（契約後速やかに）
（全体工程表、連絡体制、安全管理内容を記載）
2. 工事履行報告書 2部（工事完了時）
3. 工事履行写真 2部（工事完了時）

第7条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、工事の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
2. 前項の「主たる部分」とは、次に示すものとする。
 - (1) 本工事の計画準備
 - (2) 履行計画書作成

- (3) 工事報告書作成
3. 受注者は、工事の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う工事の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
4. 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考図書・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な工事を再委託しようとするときには、適用しない。
5. 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
6. 受注者は、第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第4項の軽微な工事を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
7. 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

第 2 章 工事の概要

第 1 条 工事の概要

本工事は、福地ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダム、漢那ダムが管理する（天井クレーン）における設備の機能保持を目的として、点検整備を行うものである。

第 2 条 当該設備の仕様

本工事にて、修繕を行う設備の基本的仕様は、下記のとおりとする。

1. 福地ダム
天井クレーン
型 式 : R-2-LM（三菱電機製）最大吊荷重2ト
揚 程 : 6m
ワイヤーロープ : $\phi 10 \quad 6 \times F i (29) - B$
2. 安波ダム
天井クレーン
型 式 : AL2-L6A-MHA（明電舎製）最大吊荷重2ト
揚 程 : 6m
ワイヤーロープ : $6 \times 37 - A \quad \phi 8 \times 4$
3. 普久川ダム
天井クレーン
型 式 : 2L-T55（日立製作所製）最大吊荷重2ト
揚 程 : 6m
ワイヤーロープ : $6 \times F i (29) - B \quad \phi 8 \times 4$
4. 辺野喜ダム
天井クレーン
型 式 : A形2HAM-AT55（日立製作所製）最大吊荷重2ト
揚 程 : 8m
ワイヤーロープ : $8 \times 37 - A \quad \phi 8 (SUS304)$
5. 漢那ダム
天井クレーン
型 式 : R-2-LM（三菱電機製）最大吊荷重2ト

揚 程 : 6 m
ワイヤーロープ : 6×Fi (29) - B φ10

第 3 条 点検項目

1. 点検項目は設備毎に定めた別紙に示す「点検記録表」の各項目とする。
なお、同表に記載されていない項目であっても機能確認上、当然必要と思われるものについては、これを充足するものとする。
 - (1) その他
点検作業中、早急に修理又は改善を要する不具合箇所を発見した場合には、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うものとする。
ここでいう報告とは、不具合の内容とともに補修整備内容及び補修費用も含めて行うものとする。

第 4 条 履行場所

本工事の履行場所の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 沖縄県国頭郡東村字川田小字中上原地先 福地ダム
- 2) 沖縄県国頭郡国頭村字安波小字川瀬原地先 安波ダム
- 3) 沖縄県国頭郡国頭村字安波小字原道原地先 普久川ダム
- 4) 沖縄県国頭郡国頭村字辺野喜大川山地先 辺野喜ダム
- 5) 沖縄県国頭郡宜野座村字漢那地先 漢那ダム

第 5 条 作業の実施時期

1. 本工事の履行にあたり、点検整備の実施時期については、受注者の工事計画によるものとする。

第 6 条 使用機器

1. 天井クレーン点検時には、高所作業車（持込）による使用を考慮している。

第 3 章 雑 則

第 1 条 疑義

1. 本特記仕様書における疑義及び記載なき事項については、発注者と受注者の双方で協議するものとする
2. 本工事の履行にあたり、疑義を生じた場合は、その都度遅滞なく監督職員に報告し、協議しなければならない。報告を怠って履行したため生じた障害は全て受注者の責任と費用負担をもってこれを処置するものとする。

第 2 条 実施条件

工事を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、工事上知り得た情報の開示、漏洩、又は本工事以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第 3 条 受注者の責務

本工事の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

点検記録表
天井クレーン

1/2

点検項目	点検内容	点検方法	判定基準	良否の判定	備考
横行レール	亀裂、変形、錆、 磨耗、損傷 ボルトの緩み、 脱落	目視 目視、 増し締め	有害な亀裂、変形、錆、磨耗、損傷等がないこと。 緩み、脱落等がないこと		
電動機	亀裂 配線 絶縁抵抗 異音、振動、 異常発熱	目視 目視 計測 聴診、触感	亀裂がないこと。 外傷・老化・素線の切れ・端末部に異常がないこと。 0.2MΩ以上。 異音、振動がなく、各部の温度が規定の 温度上昇限度内であること。		
ブレーキ	作動 取付け ライニング ブレーキホイール の磨耗、変形 機械部分の損傷 汚れ 嵌め合い	操作 目視 計測 目視 目視、操作 目視 目視、計測	片効き、異音、異臭等がなく、効き具合が適正である。 緩み、脱落等がないこと。 規定以上あること。損傷、変形がないこと。 亀裂及び異常変形がないこと。 ブレーキの操作に支障がないこと。 ライニング等の滑り面にグリス等が付着してないこと。 隙間が適正であること。		
歯車	異音、発熱、振動 磨耗、損傷 亀裂、変形 歯当り、噛合い 給油の状態 ケース・カバー の亀裂、変形、 損傷、発生状況	操作 分解点検 分解点検 目視 目視	異音、著しい発熱または、振動がないこと。 磨耗が規定値以下で、損傷、亀裂、著しい 変形がないこと。 片当りがなく、噛合い深さが適切である。 給油が適正である。 亀裂、著しい変形、損傷がないこと。また 錆がないこと。		
軸	軸 キー・キー溝及び スプライン オイルシール	分解整備 分解整備 分解整備	著しい変形又は磨耗がないこと。 緩み抜け出し又は著しい変形がないこと。 亀裂、損傷がないこと。		
軸受け	本体 ころがり軸受け すべり軸受け	分解整備 操作 操作	亀裂、損傷がなく給油が適正であること。 異音、異常振動がなく、また著しい発熱がないこと。 著しい磨耗がなく著しい発熱がないこと。		

点検記録表
天井クレーン

2/2

点検項目	点検内容	点検方法	判定基準	良否の判定	備考
ワイヤロープ	余巻き 素線の切断 直径の減少 キンク、型崩れ 腐食 端末金具の損傷 緩み、脱落 乱巻き 給油状態	目視 目視 計測 目視 目視 目視 操作 目視	2巻き以上残っていること。 1よりにおいて素線の10%以上の切断がないこと。 呼び径の7%以上減少してないこと。 著しい形崩れ、腐食がないこと。 端末金具に損傷、緩み又は脱落がないこと。 乱巻きがないこと。 給油状態が適正であること。		
フック	変形、亀裂及び 磨耗、口の開き 回転、ネジ部の ガタ ネジの緩み、脱 落及び亀裂	目視、測定 目視、触感 目視	亀裂、著しい変形がなく、5%以上の磨耗が ないこと。 円滑に回転し、著しいガタがないこと。 キープレート、ボルト・ナット及びピンに緩み、 脱落及び亀裂がないこと。		
運転の状況	巻き上機 横行機	操作 操作	円滑に巻き上げ及び巻き下げが出来ること。 異音、著しい発熱又は振動がないこと。 ブレーキの効きが適正なこと。 横行が円滑に行われること。 異音、著しい発熱又は振動がないこと。 ブレーキの効きが適正なこと。		

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
最終改正 平成24年12月25日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手續を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の第三五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分から翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分まで、カウンターで仕様書等を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日（当日が閉庁日の場合は次の開庁日）の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得（昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。）第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名押印を欠く見積

四 金額を訂正した見積

五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積

六 明らかに連合によると認められる見積

七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積

八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。